

平成16年11月17日

各 位

株式会社 リそなホールディングス  
(コ-ド番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社りそな銀行（社長 野村 正朗）及び株式会社近畿大阪銀行（社長 水田 廣行）の取引先である株式会社メディア・リンクスが銀行取引停止処分となりました。

この結果、同社に対する債権について取立不能および取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 名称     | 株式会社 メディア・リンクス   |
| (2) 所在地    | 大阪市中央区谷町1丁目3番19号 |
| (3) 代表者の氏名 | 新堂 吉彦            |
| (4) 資本金の額  | 942百万円           |
| (5) 事業の内容  | 情報処理システム開発、販売    |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成15年11月28日付 銀行取引停止処分

〔 同社は、銀行取引停止処分無効確認等請求訴訟を提起していましたが、大阪地方裁判所にて原告である同社の請求が棄却され、また、大阪高等裁判所での控訴も棄却されたことから判決が確定いたしました。 〕

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

株式会社 りそな銀行	貸出金等	31億円
株式会社 近畿大阪銀行	貸出金	4億円

なお、当社子会社である埼玉りそな銀行、奈良銀行には本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当該債権につきましては、引当金により保全されており、当社が平成16年10月26日に発表いたしました平成17年3月期の業績予想に影響はございません。

以 上